

[第357回朝食会結果]

横浜市民共済生活協同組合松原正之理事長(元消防局長)

「横浜市の防災と消防局長を経験して」

横浜市中区役所小林英二区長

「横浜市が目指す特別市とは」と題して講演いただきました!

第357回朝食会は、猛暑が続く7月18日(火)8時15分よりHOTEL THE KNOT YOKOHAMAに於いて34名の出席で開催。加藤卓郎会長が所要で欠席のため、関 曙慶会長(写真右下右端)の挨拶、8月以降の事業計画を事務局より報告し、横浜市民共済生活協同組合松原正之理事長(元消防局長)、中区役所小林英二区長をゲストに「横浜市の防災と消防局長を経験して」、「横浜市が目指す特別市とは」と題して講演いただきました。

「横浜市の防災と消防局長を経験して」

災害対策とは、災害を未然に防ぐという「防災」と被害を軽減するという「減災」を合わせて行う必要があります。これは、企業におかれても同じで、どうやったら減災できるかということも含めて日頃から備える必要があります!

私は、1985年に横浜市消防局に採用され、退職前の10年間は、西消防署長、神奈川消防署長を3年やった後、総務局の危機管理部長として3年、その後、警防部長、副局長を経て2020年コロナの真ただ中で消防局長を2年間勤め、昨年3月に退職するまでの37年間を横浜市でお世話になり、現在横浜市民共済の理事長に就いております。



(松原正之理事長)

今日は、法体系に基づいて災害対策が成り立っているというお話をさせていただきます。災害対策の基本法律は「災害対策基本法」です。これは、伊勢湾台風が昭和34年9月に和歌山県潮岬に上陸、この時に死者・行方不明者が5,000人を超え、明治以降の日本における台風の災害史上最悪の惨事となりました。

被害の要因が不十分な防災対策であったということを国が教訓として反省し、昭和36年に災害対策基本法が制定されました。これによって、国や自治体の総合的かつ計画的な防災行政の整備が行われました。

この法律の中で災害が規定されており、暴風、竜巻、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然災害が一つ、もう一つは大規模な火事若しくは爆発、これは人災というものですが、人災の中には放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没とか、大きなイベントの中で大規模な事故、例えば、明石市の花火大会での歩道橋の事故などもこれに該当します。

一方、防災についてもこの法律で規定されていますが、災害を未然に防止するという趣旨です。この防災の概念が覆されたのが1995年1月の阪神淡路大震災であり、いくら防災の備えをしても、その想定を超越した規模の災害やその備えが十分機能しない災害が必ず発生する。つまり、「被害をゼロに抑えることは出来ない。

防災だけではなく減災が必要なのだ。」ということで、この災害を機に「減災」が提唱されることになりました。



つまり災害対策とは「防災」と「減災」をプラスしたものでなければなりません。これは、企業におかれても同じで、人災などは未然に防ぐ方法は色々あるものの、自然災害は人の力では防ぐことはできません。それゆえどうやったら減災できるかということの日頃から考え、備える必要があります。この考えは、実は明治時代の物理学者である寺田寅彦さんが既に提唱していました。

私が寺田さんの随筆の中で感銘をうけた言葉が二つあります。一つは「悪い年廻りはむしろいつかは廻ってくるのが自然の鉄則。だからよい年廻りの間に十分の用意をしておかなければならない。」まさに防災の概念を提唱しています。もう一つは「文明が進むに従って人間は次第に自然を征服しようとする野心を生ずる。」、つまり、地震が起きてても耐震性のある建物であれば絶対大丈夫だ、そう言う過信がどんどん人間の中に膨張していく訳です。

しかし、「自然の猛威を封じ込めたつもりになっていると、どうかした拍子に檻を破った猛獣の大群のように、自然が暴れだして高樓を倒潰させて人命を危うくして財産を滅ぼす。」、要は、人間の力で自然に勝とうとか、自然に対抗することなど出来ないと言っています。つまり寺田さんはこの時既に自然災害には「防災」と「減災」の対応が必要であることを伝えていました。

これが現実となった例が、東日本大震災の三陸大津波で、この大津波は周期的に起こっています。1896年には明治三陸津波、1933年には昭和三陸津波です。リアス式海岸の複雑な地形の中で津波が起こると大きな被害が出るということは歴史の中で克明に刻まれています。これに対し、岩手県の宮古市田老町では、高さ10m 長さ2.4kmの防潮堤を整備しましたが、東日本大震災ではこれを上回る津波が襲い、再び大きな被害が発生しました。効果も一部あったとも言われていますが、歴史の中で災害が繰り返され、なおかつ人間の力を超えたものが起きたという一例です。**横浜市の防災機関としては、危機管理室、消防局、消防団があり、災害時はもとより平時においてもそれぞれが連携して防災、減災に備えています。一番大きな力になるのが消防団です。横浜市には地域に精通した消防団員が8,000人近くおり、特に広域災害では人命救助などで大きな力になり、また、地域や企業の防災力も期待されます！**

横浜市の防災体制ですが、行政機関としては危機管理監がいて、市長を補佐する役割になっています。組織としては総務局の危機管理室が18区の区役所と連携し、消防局は18の消防署を指揮、統括しています。一番大きな力になると私が局長時代思っていたのが消防団です。消防団員は日頃から地域や住民を知り尽くしています。こうした団員さんが市内には8,000人近くいることは特に広域災害での人命救助活動などでは大変大きな力となります。当然に地域や企業の防災力も期待されます。

まず危機管理室ですが、市庁舎の10階に約90人体制で組織されています。大きな災害が発生すると、消防局も入り込みながら、ここが中心となって市の災害対策を行います。

危機管理室と区役所の関係ですが、市長がトップになり危機管理室を中心に動きますが、区にも区長がトップとして区災害対策本部が設置され、市と区が連携して対策を講じる訳です。

大規模な災害に対するハード面での備えとしては、一つは、危機管理システムがあり、災害が発生した時に色々な部局からの情報を一括に集めるシステムです。もう一つは、高度安全安心ネットワークで、私がいた消防局が中心となり作ったシステムで、消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署等の関係機関を大容量光回線で結び、消防ヘリやランドマークカメラの映像を共有して災害対策を講じます。

このほか防災スピーカーが市内に190ヶ所あり、例えば、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で市民に伝達するシステムです。



大きな地震が発生すれば市長を本部長とする市災害対策本部が自動的に設置され、同時に各区にも区災害対策本部が設置されます。

また、通常時の防災対策としては、防災会議を年間 1 回以上開催し、市長が会長を務め関係機関が一堂に会して防災計画の見直しなど討議をしております。また、総合防災訓練を毎年関係防災機関と連携して実施しております。18 区持ち回りでっております。

市内の 119 番通報は全てが司令センターに繋がりに、通報件数は年間約 30 万件です。約 3 分に 1 件の救急出場があり、1 日 900 件位ある時は表示板は全て出場表示で真っ赤になります！

次に消防ですが、消防は条例などで設置されているのではなく、消防組織法により市町村に対し消防本部、消防署、消防団の全て、または一部を設けなければならないとされています。

横浜市は、消防本部イコール消防局となっております。政令市の中で消防本部が単独の庁舎でない都市はまずないと思いますが、横浜市の消防本部は現在保土ヶ谷区役所内にあります。訪ねて来られる方は、皆、信じてたい顔をしています。今年の秋には同じ区役所の敷地の中に単独の消防庁舎が整備されますので、是非、見に行ってくださいと思います。その他、消防署が各区 18 か所にあり、その他、消防出張所が 78 か所あり、職員が 3,654 名おります。

3,654 名の組織の局長をしておりましたが、土日や休日にドキッとしたり、嫌だなと思ったのは、大きな災害の発生や職員の不祥事の連絡でした。

次に消防局の変遷ですが、江戸時代に横浜開港と共に消防組が発足し、神奈川奉行が火付盗賊改役の与力同心を横浜元町増徳院に駐屯させ、1882 年（明治 15 年）には神奈川県が消防規則を制定、消防事務は横浜警察署で統括し、消防長は警察署長が兼任することもありました。

1948 年（昭和 23 年）に消防組織法の施行により県（警防部）から分離し自治体消防として横浜市消防局が発足しました。

2021 年のデータになりますが、消防車・照明電源車などの特装車 278 台、救急車 112 台、消防ヘリコプター 2 機、消防艇・救助艇 3 艇が横浜市消防局の機動力となっております。

なお、2021 年 11 月に就役した三代目消防艇まもりは、日本国内の 40 トン級消防艇として初めて、「最大放水量 32,000 ℓ / 毎分の能力を持つ消防ポンプ」と「15,000 ℓ 放水砲」を装備した消防艇です。横浜市の消防艇は、東日本大震災の時に千葉県市原市で発生した LPG タンク火災にも出動して海からの放水で火災を食い止めました。

次に消防司令センターですが、新しい庁舎では庁舎内に整備されます。昔は 119 番通報は、電話する近くの消防署にかかると思っている方が非常に多かったようですが、市内の全部の通報は司令センターに繋がります。年間約 30 万件位の 119 番通報があります。救急出場は 3 分に 1 件位あり、昨日も 1 日 900 件位あったようです。900 件というと、出場可能な救急隊が最大で 100 隊ほどですが、ピーク時にはこれが全て出場中（赤表示）になるとと思います。つまり出場表示板が真っ赤になります。この時に心肺停止などの出場要請が入ったらアウトです。今日のような週明けや連休明けの救急出場はもの凄い数になります。

なお、横浜の救急要請への対応の特徴は、コールトリアージと言い、傷病者の緊急度がどの程度か判断してから必要な部隊を出すシステムになっております。ここまで細かく聞いて対応しているのは横浜市しかないと思います。

救急出場に消防車と救急車が一緒に走ってくる。初めは、何故救急車を呼んだのに消防車が来るのかとの苦情も出ていました。これは心肺停止など緊急度や重症度の高い時には、消防車の方が救急車より市内に多く配置していますので、心肺停止など 1 分、2 分が生死を分ける事案に対しては



とにかく消防隊員を先行させ心臓マッサージなどをしようという考えで運用しています。だいぶ見慣れたせいか、今は苦情を聞かなくなりました。

119番通報件数は1分45秒に1件、救急出場は3分に1件位の割合です。今はいたずらなどの通報もありましたが、過去には飼い犬の急病を119番された方もあったと聞いています。

次に消防相互の応援体制ですが、火災、人命救助などの災害が発生し、被災地の消防本部では対応しきれない場合に、神奈川県下の23市町消防本部の相互協力により、災害対応にあたります。

また、大規模災害や特殊災害で被災地周辺の消防だけでは対処できない場合には、被災地からの要請を受けて、他県等の消防や航空隊が応援に駆けつけることが消防組織法で規定されています。

消防団の体制ですが、私も有り難く思っていた大変力強い組織です。消防団は、消防組織法第9条において、消防本部、消防署とともに市町村が整備すべき消防機関として位置づけられており、消防団員の身分は非常勤の特別職の地方公務員です。

年額報酬は階級ごとに定められており、災害1回につき7,000円の出動報酬も支払われます。消防団の現状ですが、全国的には消防団員数は減少傾向にあります。昨今は大規模な風水害が発生し、また大規模な地震の発生も危惧されている中で、地域防災力の低下が危惧されています。ただし、横浜市は高い充足率を維持しており女性団員も多く入団しています。

新型コロナウイルスでダイヤモンドプリンセス号の感染者搬送に救急隊を出しましたが、救急隊員が罷り、大きな話題になり、また、クラスターで消防出張所を閉鎖することもありました!

余談ですが、2019年の台風15号では、ヘリポートにおいて高潮被害により消防ヘリが浸水し、また工事用の足場で組んだ仮設の訓練施設が強風で転倒し、運悪く隣のボート販売店に並んでいた高級プレジャーボートを損壊させました。消防ヘリはあわや全損、15億円の損失かと思いましたが、3億4千万円の修理ですみました。また、仮設の訓練施設の転倒では損壊させたボート5隻に5千万円の損害賠償が発生するなど、自然災害への備えの重要性を痛感しました。

また、新型コロナウイルスでダイヤモンドプリンセス号が横浜に来るとのことで、困ったのは感染症の対応が国、県、市で役割が不明確だったことです。消防は感染症患者は基本は運びません。ところが、入港後に神奈川県から乗船している感染者の搬送依頼があり、正直搬送するべきか迷いましたが人命が係っているので、感染防止を徹底したうえで救急隊を出しました。その後はそれぞれの役割を決めて感染者の搬送などを行いました。そういった中で救急隊員が感染するという事案が発生し、夜中に緊急の記者発表をしました。また、消防出張所でクラスターが発生したため閉鎖する一方で、この出張所の外に夜から朝まで消防隊を待機させるなどの緊急対応を図りました。

2021年7月の熱海の土砂崩れでは、消防庁長官から神奈川県に対して緊急消防援助隊の出場要請がありました。横浜市消防局は、緊急消防援助隊神奈川県隊の代表消防本部であり、県内消防本部の救助隊等を指揮し活動にあたりました。7月下旬からの東京オリンピック警備を控えており、その中での応援活動でしたが、隊員たちは泥だらけになり二次災害も危惧しながら全力で活動しました。

市民共済は建物延面積に基づく掛金で、建物が古くなっても保障金額は変わりません。こんな良いシステムはありません!民間より非常に安い掛け金ですので、是非、ご検討いただければ幸いです!今年は関東大震災から100年になります。吉村昭さんが「関東大震災」を書いています。皆様に覚えて帰っていただきたいのは、火災の原因ですが、東京都の最大の発火原因になったのは薬品だったということです。学校、試験所、研究所、工場、医院、薬局等にあった薬品類は、棚から落下



して発火したというのが非常に多かったということです。

死者・行方不明者では、東京市の約7万人に対して横浜市は約2万7千人と、被害率で言いますと東京市よりも高いのです。横浜市は当時人口が約44万人で面積は37～8平方キロメートル位ですが、非常に被害率が高かったと記録されています。

最後に、消防局と横浜市民共済生活協同組合の関係ですが、市民共済は、昭和31年に横浜市が主導して設立した生活協同組合で、初代理事長は横浜市長の平沼亮三氏でした。

非営利団体として、火災により被災した場合の急場を救い合う体制の存在が不可欠として、当初は、消防職員や消防団員が機動力となって組合員の募集を行い、今に至っております。

実際、火災は2022年中は638件と減ってはきておりますが、このうち住宅火災は42%です。市民共済は建物延面積に基づく掛金で、建物が古くなっても保障金額は変わりません。こんな良いシステムはありません、民間より非常に安い掛け金ですので、是非、ご検討いただければ幸いです。

「横浜市が目指す特別市とは」

特別市制度は、市民はもとより、近隣自治体及び我が国の将来にとっても重要な制度であり、地方自治体が地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることを目指すものです！

今日は、特別市ということでお話をさせていただきますが、横浜市では政策局が所管をしておりますが、区長が重要施策についてきちんと説明をするようにとのことで市長の強い思いもあり、説明に伺いました。

横浜市は、大都市としての力を最大限に発揮するため「横浜市特別市構想」の早期実現にむけて平成10年代から取り組んでおります。国の方で大きい地方制度の改正するとき、地方制度調査会の中で設けます。

調査会の中で特別市も遡上に乗っておりますが、様々な課題があるということで実現には至っておりません。横浜市の市民の方も6割～7割の方が知らないとのことで、非常に問題視しまして改めて取り組んでいる次第です。

大都市横浜が抱える課題として、●市と県の二重行政●不十分な税制上の措置●総人口・生産年齢人口減少●公共施設の保全、更新需要の増大などの問題があります。

「横浜市が目指す特別市とは」特別市への移行により、横浜市を新たな地方自治体に組み替えて、横浜市の地域内における行政事務を全て担っていくということです。

特別市を実現することにより、国の部分は変わりませんが、県から独立性をもって事務を実施していくということです。

特別市を実現することにより、住民サービスが向上し、窓口の一本化による市民の皆様の利便性の向上、税金の有効活用、市と県の二重行政の無駄を解消して効率的な運営、ニーズに沿ったきめ細かいサービスの提供などを目指しています。

(特別市に移行することによる具体的な課題の事例と解消対策、神奈川県との関係等について説明いただく)

特別市は法制化の必要があり、横浜市が特別市に移行したいと言っても立法化されないと実現いたしません。横浜市としても、広く市民の皆様、事業主の皆様にご理解をいただき、力を結集して、引き続き働きかけていきたいと考えております。

特別市制度は、市民はもとより、近隣自治体及び我が国の将来にとっても重要な制度であり、地方自治体が地域の実情に応じてふさわしい大都市制度を選択できることを目指すものです。

是非、皆様お力をお借りいたしまして実現に向け取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。



(左から小林中区長、瀧澤区政推進課長)